

バルクケミカルコードに対する統一解釈に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を鋼船規則等に明記していなかった。

一方 IACS は、2006 年 10 月に統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じた。

今般、バルクケミカルコードに関する IACS の統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

バルクケミカルコードの適用（1986 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった有害液体物質ばら積船の適用）に際して、IACS 統一解釈 CC1, CC2 及び CC3 を適用する旨を明記した。